

地方税法施行令の一部を改正する政令について

1 事業所税の概要

○ 人口 30 万以上の都市等が、道路・上下水道・学校・病院等の整備・改善の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税

○課税団体：76 団体（平成 30 年 1 月 1 日現在）
東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、
その他人口 30 万以上の市で政令で指定するもの

○税 率：「資産割」（事業所床面積） 600 円／㎡ } 合計額を事業者が納税
「従業者割」（従業者給与総額） 100 分の 0.25 }

○免税点：「資産割」（事業所床面積） 1,000 ㎡
「従業者割」（従業者数） 100 人

○税 収：3,659 億円（平成 28 年度決算額）

2 政令改正の内容

○ 最近の 1 月 1 日現在における住民基本台帳人口が 30 万以上である市を、事業所税の課税団体として政令で指定することとされている（地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 1 号ハ、地方税法施行令第 56 条の 14）

○ 兵庫県明石市の平成 30 年 1 月 1 日現在における住民基本台帳人口が 30 万以上（301,131 人）となったため、新たに事業所税の課税団体として指定するもの（地方税法施行令第 56 条の 15 を改正）

※ 今回の指定により事業所税の課税団体は 77 団体となる

3 日 程

○ 政 令 公 布：平成 30 年 1 月 26 日（金）

※ 兵庫県明石市における事業所税の適用関係は以下のとおり
（地方税法施行令第 56 条の 83 第 1 項）

〔 法人の事業：平成 30 年 7 月 1 日以後に終了する事業年度分から
個人の事業：平成 30 年分から

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 事業所税の課税団体として、新たに、明石市を指定すること。（第五十六条の十五関係）
- 二 この政令は、公布の日から施行すること。

政令第九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「姫路市」の下に「明石市」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

兵庫県明石市について、平成三十年一月一日現在の人口が三十万以上となったことから、事業所税の課税団体として指定する必要があるからである。

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（法第七百一条の三十一第一項第一号ハの市）</p> <p>第五十六条の十五 法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市は、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市とする。</p> | <p>（法第七百一条の三十一第一項第一号ハの市）</p> <p>第五十六条の十五 法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市は、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、<u>明石市</u>、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市とする。</p> |

地方税法施行令の一部を改正する政令参照条文

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）抄

（用語の意義）

第七百一条の三十一 事業所税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 指定都市等 次に掲げる市をいう。

イ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市

ロ イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第二条

第三項に規定する既成都市区域を有するもの

ハ イ及びロに掲げる市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口をいう。）三十万以上のものうち政令で指定するもの

二〇八 略